

公益法人の役員報酬規程の開示について

公務員制度改革大綱に基づく措置について（平成14年3月29日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）

2. 各府省は、国から補助金等を受けている等の公益法人（国から補助金・委託費等の交付を受けている所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人をいう。）に対し、以下のとおり指導する。

(1) 役員報酬・退職金に関する規程を定めること。

(2) (1)の規程について、主たる事務所に備えて置き、一般の閲覧に供するとともに、インターネットにより公開すること。

また、各府省においては、(1)の規程を備えて置き、これについて閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させるものとするとともに、各府省のホームページに掲載する。

「公益法人制度改革に関する有識者会議」報告書（平成16年11月19日）

3. 公益性を取り扱う仕組みのあり方

(2)判断要件のあり方

③規律

イ 役員報酬等

役員報酬等が法人の資産・収入の状況から見てあまりに多額になると、公益性を有する法人として不適切な利益配分となるおそれがあり、かつ、公益的事業を圧迫する可能性があることから、役員報酬等が不当に高額なものであることは適当ではない。

しかしながら、適切な役員報酬等について、すべての公益性を有する法人に対し一律の基準を設けることは困難であり、法人運営に必要な有能な人材を確保する観点からも、適切な役員報酬等のあり方については、公益性を有する法人の自律性を尊重することが望ましいと考えられ、役員報酬等については、例えば、役員に対する報酬等の支給基準の開示を求めるなど、国民一般に対する情報開示を通じた社会監視の対象とすることが適当である。

役員報酬規程

(総則)

第1条 財団法人■■■■■■■■■■の役員（非常勤の役員を除く、以下同じ。）の報酬に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(報酬の種類)

第2条 役員報酬は、月例報酬及び賞与とする。

(月例報酬)

第3条 役員報酬は、次のとおりとする。

(1) 理事長	145万円
(2) 専務理事	110万円
(3) 常務理事	100万円
(4) 理事	80万円
(5) 監事	80万円

(支給方法)

第4条 報酬（賞与を除く。以下次条において同じ。）は、毎月25日に支給する。但し、その日が休日又は土曜日に当たる場合は、順次繰り上げて支給する。

(就任又は退任した場合の報酬)

第5条 新たに役員に就任した時は、その日から報酬を支給する。

- 2 役員が退任した時は、その日まで報酬を支給する。
- 3 役員が死亡した時は、その死亡の日の属する月の報酬の全額を支給する。

(賞与)

第6条 賞与は、4月1日からその年の9月30日までの間又は10月1日から翌年の3月31日までの間に、それぞれ在任した役員に支給する。在任期間が6カ月未満の場合には、6カ月に対する在任期間の割合に応じて、支給する。

- 2 賞与の額は、当該役員が9月30日又は3月31日現在（退任又は死亡した役員にあっては、退任又は死亡した日現在）において受けるべき月例報酬に2.5を乗じて得た額を上限とする。
- 3 賞与の支給日については、職員に対する支給日と同じとする。

役員報酬に関する規程

社団法人 [REDACTED]

(目的)

第1条 本規程は、社団法人 [REDACTED] (以下、[REDACTED] という。) の定款第20条の規定に基づき、常勤役員である理事および監事の報酬の支給について必要な事項を定めるものである。

(意義)

第2条 本規程における役員報酬とは、本研究会が役員に対し、役員としての業務の対価として支給するものをいう。

(決定機関)

第3条 役員報酬は、理事会で決定し、総会の承認を経て支給するものとする。

(報酬の種類)

第4条 役員報酬は、原則として、月額基本報酬、役位手当および特別調整手当とする。

2 月額基本報酬は、次のとおりとする。

一 理事長、副理事長、専務理事、常務理事 1,650,000 円を超えない範囲内で、理事長が別に定める額。

二 理事 1,400,000 円を超えない範囲内で、理事長が別に定める額。

三 監事 400,000 円を超えない範囲内で、理事長が別に定める額。

3 役位手当は、職員給与規程に定める職員の役付手当の支給基準に準じて支給する。役位手当の額は、月額基本報酬の50/100を超えないものとする。

4 特別調整手当は、役員の勤務形態、職務実績、勤続年数等を勘案し、理事長が別に定

める額を支給することができるものとする。特別調整手当の額は、月額基本報酬の20/100を超えないものとする。

- 5 職員兼務役員の報酬は、その兼務の状況によって役員報酬と職員給与に区分して支給する。ただし、特に区分の必要がないと認められるときは、役員報酬一本で支給することができる。

(通勤費の取扱い)

第5条 役員の通勤費は、その通勤の実態に応じて、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(役員報酬の支給と控除)

第6条 役員報酬は暦月計算とし、職員給与の支給日に支給する。

- 2 税金・社会保険料等の控除および本人から申し出のあった立替金・積立金等は、毎月の報酬から控除して支給する。
- 3 月の途中で役員に就任したとき、または月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割計算により支給するものとする。

(協議事項)

第7条 本規程に定めのない事項については、理事会において協議し、決定するものとする。

(参考)

役員報酬の実態

1. 公益法人の役員報酬

有給常勤役員の前年間の報酬額規模別法人数

	国 所 管		都道府県所管	合 計
		内厚労省所管		
法人数	7,143	1,267	19,217	26,183
有給役員なし	2,867	437	13,020	15,802
400万円未満	683	129	2,579	3,257
400万円以上800万円未満	1,399	330	2,414	3,745
800万円以上1,200万円未満	1,031	215	852	1,872
1,200万円以上1,600万円未満	737	98	251	981
1,600万円以上2,000万円未満	350	48	51	400
2,000万円以上	76	10	50	126

(平成14年度公益法人に関する年次報告(総務省)より)

2. 独立行政法人の役員報酬

平成15年度 独立行政法人の役員の前年間の報酬

	法人の長	理 事	監 事
常勤役員の前年間の報酬(平均)	1,842万円	1,596万円	1,401万円

(総務省「独立行政法人の役員の前年間の報酬等及び職員の給与の水準(平成15年度)の公表」より)